

12月議会に係る記者会見 会議録概要

2020（令和2）年11月24日（火）午前11時～
市役所本庁5階 501会議室

1. 市長からの発表

今日、3期目の初登庁ということで、朝から職員の皆さんに迎えていただきました。市幹部を前にして挨拶を申し上げましたが、同時にそれを収録し、現在庁内で職員全ての皆さんに見えていただけるよう手配もしたところです。

これからは、課題を整理して市民の負託に答えるため、「こども、暮らし、にぎわい。」を柱にコロナの先の元気づくりに取り組みたいと就任の挨拶を述べたところです。DXの時代、誰一人取り残さない、そして多様性の時代、ということがこれからのキーワードだと思っております。SDGs（持続可能な開発目標）も大きなキーワードのひとつだと思います。

さて、本日「12月議会定例会」の招集告示をしました。

先ほど、議会運営委員会が開催され、12月1日に開会し、12月24日までの24日間の会期で開催されることになりました。

この定例会には、補正予算9件・条例改正など30件、あわせて39件の議案を提出することとしています。

一般会計補正予算の主なものとしては、第6号で「忍にん赤ちゃん子育て応援特別給付金事業」として、5千5百万円を計上しています。これは、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で実施されました「特別定額給付金事業」で対象とならなかった、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれた子どもがいる世帯を対象に、子育て世帯の経済的な支援として、子ども1人につき10万円を支給しようとするものです。

また、第7号では、にぎわい創出のため、急がれる伊賀市指定有形文化財旧上野市庁舎の利活用を検討する経費として、債務負担行為補正に「にぎわい忍者回廊民間活力導入支援業務委託経費」を追加し、期間及び限度額を設定しています。忍者体験施設周辺のエリアマネジメントを展開するため、忍者体験施設はもとより、伊賀市指定有形文化財旧上野市庁舎や上野ふれあいプラザ等の公有財産についても公民連携手法を用いた施設整備の可能性の検討に要する経費によるものです。

以上、一般会計補正予算の総額は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ5億9千9百28万円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ5億60億8千31万5千円とするものです。

補正予算以外の条例関係では、議案第137号「伊賀市体育施設条例の一部改正について」では、上野運動公園プール跡に整備中の「上野運動公園多目的グラウンド」が今年度中に完成する予定となっていることから、来年4月からの利用に向け、所要の改正を行うものです。

2. 12月議会提出議案について

令和2年第6回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く。）

12月1日提出分

議案番号	件名	理由及び内容等	担当部署
135	伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】令和2年10月に民間との格差解消のため国家公務員の賞与の支給月数を0.05月分引き下げることとする人事院勧告があり、市においてもこれに準じ、給与改定を行うため。</p> <p>【改正内容】令和2年度以降の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる。</p> <p>【施行期日】令和2年12月1日、令和3年4月1日</p>	人事課
136	伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】今年度から新たな任用形態として導入された会計年度任用職員に対する育児休業等の制度の適用に当たり、必要となる規定を整備するため。</p> <p>【改正内容】「地方公務員の育児休業等に関する法律」により条例で定めることとされている育児休業等の対象外となる職員、育児休業を取得できる期間、育児休業等を取得した際の給与の取扱いなどについて規定する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	人事課
137	伊賀市体育施設条例の一部改正について	<p>【改正理由】上野運動公園プール跡に整備中の「上野運動公園多目的グラウンド」が本年度中に完成予定であり、令和3年度から供用開始するため。</p> <p>【改正内容】指定管理者が管理する体育施設として位置付け、使用時間及び利用料金を定める。併せて、所要の改正を行う。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日</p>	スポーツ振興課
138	伊賀市保育所条例の一部改正について	<p>【改正理由】依那古保育所と依那古第2保育所を令和3年4月から統合・民営化するため。</p> <p>【改正内容】本条例に定める市が設置する保育所から依那古保育所及び依那古第2保育所を削除する。併せて、あやま保育所の位置を改める。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日（あやま保育所の位置の改正規定は、公布の日）</p>	保育幼稚園課

139	伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例の一部改正について	<p>【改正理由】厚生労働省が定める「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が本年6月に改正され、それに準じて市の基準を改正するため。</p> <p>【改正内容】</p> <p>①居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>②やむを得ない理由がある場合に介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。</p> <p>【施行期日】</p> <p>①公布の日</p> <p>②令和3年4月1日</p>	介護高齢福祉課
140	伊賀市火災予防条例の一部改正について	<p>【改正理由】総務省が定める「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が本年8月に改正され、設置可能な電気自動車の急速充電設備の最大出力が50キロワットから200キロワットに拡大されたことによる。</p> <p>【改正内容】急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めるとともに、全出力50キロワットを超える急速充電設備の設置について届出を要することとする。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日</p>	予防課
141	伊賀市地区会館条例の廃止について	<p>【廃止理由】地区会館として設置している寺田公民館及び久米町ふれあい会館について、公共施設最適化計画に基づき地元と無償譲渡に係る協議を行った結果、寺田公民館は地区へ無償譲渡することで、久米町ふれあい会館は公共用途を廃止することでそれぞれ地区の合意を得られたことから、両施設を廃止するため。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日</p>	同和課
142	伊賀市重度障害者福祉手当支給条例及び伊賀市重度障がい児福祉手当支給条例の廃止について	<p>【廃止理由】国の重度障害者手当、障害児福祉手当を受給できない在宅の重度障がい者及び重度障がい児の生活の向上に寄与することを目的に創設された福祉手当を、創設当時より他の障がい福祉サービスや各種支援事業が充実してきたことを理由に、今年度限りで廃止するため。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日</p>	障がい福祉課

143	伊賀市寝たきり高齢者等福祉手当支給条例の廃止について	<p>【廃止理由】寝たきりなど的高齢者の福祉の増進を図り、在宅生活の向上に寄与することを目的に創設された福祉手当を、市内における施設整備が進み、介護サービスが充実してきたこと、また、介護が必要な世帯に対する経済的負担軽減策も設けられていることを理由に、今年度限りで廃止するため。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日</p>	介護高齢福祉課
144	財産の無償譲渡について	<p>【提案理由】依那古保育所と依那古第2保育所を統合・民営化するに当たり、統合後の保育所を設置・運営する民間事業者に依那古保育所園舎等を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため。</p>	保育幼稚園課
145 ～ 164	指定管理者の指定について	<p>【提案理由】令和2年度末で指定管理者の指定期間が満了する24施設に係る令和3年度からの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため。</p> <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市文化会館ほか2施設 ・しらさぎ運動公園多目的グラウンドほか2施設 ・島ヶ原会館 ・伊賀市盲人ホーム ・阿山ホーム かざぐるま ・放課後児童クラブキッズうえの ・放課後児童クラブフレンズうえの ・成和西放課後児童クラブ ・成和東放課後児童クラブ ・壬生野放課後児童クラブ ・柘植放課後児童クラブ ・島ヶ原放課後児童クラブ ・阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」 ・大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」 ・放課後児童クラブ「げんきクラブ」 ・阿保西部集会施設 ・伊賀市シルバーワークプラザ ・だんじり会館 ・岩倉峡公園キャンプ場 ・青山ハーモニー・フォレスト 	<p>文化交流課 スポーツ振興課 島ヶ原支所 振興課 障がい福祉課 こども未来課</p> <p>伊賀支所 住民福祉課 島ヶ原支所 住民福祉課 阿山支所 住民福祉課 大山田支所 住民福祉課 青山支所 住民福祉課 農林振興課 商工労働課 観光戦略課 都市計画課 青山支所 振興課</p>

主な質疑応答の概要

【令和3年度 にぎわい忍者回廊民間活力導入支援業務委託経費の債務負担行為補正について】

記者：9月議会で一般会計補正予算の内、旧上野市庁舎に関する調査費の部分が削除されましたが、今回は、旧上野市庁舎の1点だけではなく忍者体験施設など様々な施設を含めた面での調査を依頼すると伺いました。今回「にぎわい忍者回廊民間活力導入支援業務委託経費」について、市長の意気込みや見通しについてお願いします。

市長：これまで僅差によって可決されなかった案件でありました。選挙戦の中で私もつぶさに市内を巡って市民の皆さんから感じた思いというものを確認させていただきました。やはり、市街地と周辺地域との連携における賑わいづくりというのが喫緊の課題であるということをご皆さん切実に訴えられたところでありました。今期、新しいイニングにおけるコロナ以外の最も重要な課題の1つだろうと考えています。議会の皆さんの意見も参酌しながら、点から線へ、そして面へ広げるというようなことです。これまでの市街地の課題や様々な可能性を1つにまとめ、官民連携の中で実現していく方途を探ろうということです。市民の皆さんも大変心待ちにされていると思っております。

観光戦略課：私どもの方で先行し忍者体験施設整備事業を進めており、公民連携手法の積極的な導入としてPFI法に基づく取組をさせていただいてきたところです。その中で中心市街地を点ではなく、エリアマネジメントの観点から取り入れ、周辺の今活用できていない公有財産を含めた面的な検討を進めていく方が、参画する民間事業者にもスケールメリットが感じられるというような意見もいただきました。そうしたことを受け「にぎわい忍者回廊」というエリアで活用可能な公有財産について公民連携手法を積極的に導入していく検討をさせていただこうと思っております。

記者：面的な手法についての検討を外部業者に委託するということですか。

観光戦略課：はい。これまで行ってきた調査をベースにして、さらに今活用できていない公有財産について民間活力導入の可能性を探っていくという業務になります。具体的には、中心市街地の賑わい創出という観点から上野公園から城下町エリアを「にぎわい忍者回廊」のエリアとし、忍者体験施設、旧上野市庁舎、上野ふれあいプラザ等の公有財産についても公民連携手法を探っていきたいと思っております。また、上野公園内の観光食堂も想定をしております。その他の施設は、調査を進めて行く中で検討します。

記者：旧上野市庁舎でやろうとされているとなども一本化するのですか。

観光戦略課：はい。旧上野市庁舎も含めた調査業務として新たに業務を発注させていただこうと思っております。

記者：委託先の業者には、忍者施設や旧上野市庁舎等について、どのような手法が最適なのかということも委託されるということですか。

観光戦略課：はい。

【一般会計補正予算（第6号）「忍にん赤ちゃん子育て応援特別給付金事業」について】

記者：1日の議会に通れば、給付は年内にされますか。

こども未来課：12月1日に議決されました後、1日、2日に4月28日以降にお生まれになった子どもさんに対して申請書を送付します。12月7日までに戻ってきた申請書に対して12月18日に1回目の給付を予定しています。

記者：送付数は何件ですか。

こども未来課：約350件です。